

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の一部改正による
資力確保措置状況の届出の基準日の変更について

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）の一部改正が令和3年9月30日に施行され、資力確保措置状況の届出の基準日が年1回（3月31日）に変更となりますのでお知らせします。

1. 法改正の内容

基準日が年2回（3月31日及び9月30日）から年1回（3月31日）になります。

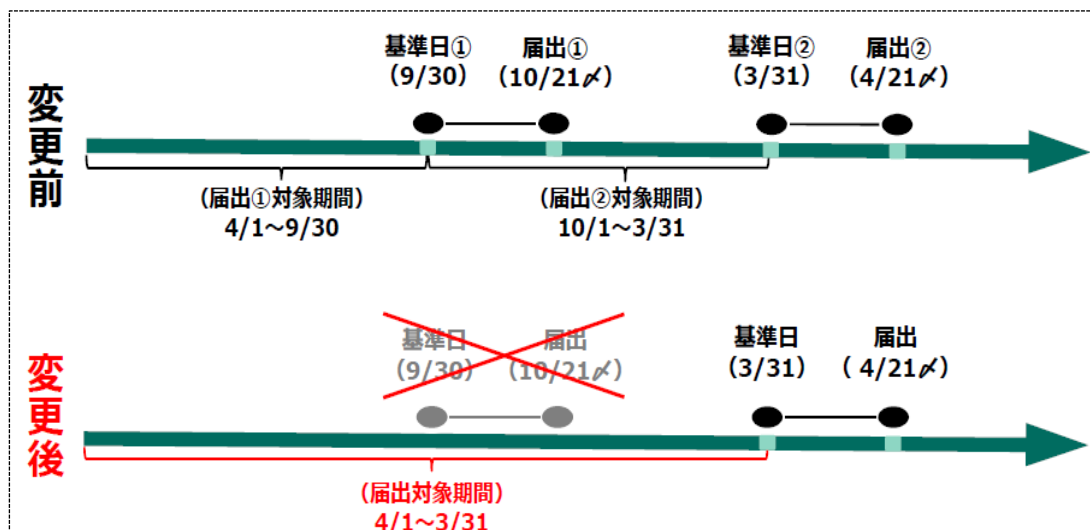
2. 資力確保措置状況の届出に関する留意事項

【対象】 過去10年間に新築住宅を引き渡した実績のある建設業者

【変更内容】 基準日が年1回（3月31日）になります。

対象事業者は、毎年4月21日（休日の場合は翌営業日）までに、基準日前1年間分（4/1～3/31）の資力確保措置（保険加入等）の状況について届出をすることとなります。

- 令和3年から、9月30日の基準日は廃止となります。
- 保険法人から基準日ごとに送付される保険契約締結証明書も1年間分（4/1～3/31）となり、年1回の送付となります。
- 従来どおり、基準日前1年間の新築住宅の引き渡し実績が0戸であっても届出は必要です。
- 次回基準日（令和4年3月31日）の届出様式については、追ってご案内します。



担当
都市整備局 市街地建築部
建設業課 履行法担当
03-5321-1111 内線 30-686